

平成23年11月21日

各 位

会社名株式会社プレナス代表者名代表取締役社長塩井辰男

(コード番号:9945 東証第一部)

問合せ先 経営管理室長 丸山 俊也

(TEL: 092-452-3678)

訴訟の判決(勝訴)に関するお知らせ

当社が、㈱鹿児島食品サービスから提訴されている損害賠償請求訴訟について、控訴審である福岡高等裁判所 宮崎支部より、当社の主張を全面的に認め、控訴人の控訴を棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決に至るまでの経緯

本控訴は、平成23年2月23日付で鹿児島地方裁判所によって言い渡された、当社を被告とする損害賠償請求訴訟に係る第一審判決を不服とし、平成23年3月4日付(訴状送達日は同年4月21日)で(株鹿児島食品サービスが、原判決の取り消しと損害賠償総額4億2052万1537円(第一審での請求額と同額)を請求するものとして提起されておりました。

なお、本控訴が提起されるに至った経緯など当時の詳細につきましては、平成23年4月21日付開示の「訴訟(控訴)の提起に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 控訴を提起した者

(1) 商号株構鹿児島食品サービス(2) 所在地鹿児島市荒田一丁目 7

 (2) 所 在 地
 鹿児島市荒田一丁目7番16号

 (3) 代表者の氏名
 代表取締役 戎井 正己

3. 判決があった年月日及び裁判所

(1) 判決日: 平成23年11月16日(判決書送達日は同年11月21日)

(2) 裁判所名: 福岡高等裁判所宮崎支部

4. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

現時点では、この判決による当社業績への影響はありませんが、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせいたします。